

3月24日（木）公布



平成23年3月
内閣府（防災担当）

「平成二十二年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」等について

平成22年には、豪雨や台風等により、一部の市町村に大きな被害が生じました。

このため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）」に基づき、当該災害を「激甚災害」として政令で指定し、災害復旧事業の国庫補助のかさ上げ等地方公共団体に対する特別の財政援助等を実施するものです。

3月18日（金）の閣議において、以下のとおり、局地激甚災害の指定を行う政令及び東京都三宅村の火山災害の期間を延長する政令を決定しました。

I 政令の概要

1 平成二十二年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

本政令は、局地激甚災害指定基準に照らし、平成22年等に発生した災害について、激甚災害として指定するとともに、これに対し適用すべき措置について指定するものです。（別紙参照）

なお、平成23年1月13日の公共土木施設等に係る局地激甚災害指定基準の改正により、以下の市町村が新たに対象（区域拡大を含む）となっています。

- ・ 平成22年6月17日～7月18日の豪雨（梅雨前線）：岐阜県八百津市、広島県呉市（旧安浦町）、同庄原市、同東広島市（旧安芸津町）、同北広島市
- ・ 平成22年8月23日～8月24日の豪雨：北海道美瑛町
- ・ 平成22年9月4日～9月9日の豪雨及び暴風雨（台風第9号）：静岡県小山町
- ・ 平成22年10月18日～10月25日の豪雨：鹿児島県奄美市（旧住用町のみ早期局激指定済み。基準改正により市全域が対象となる。）、同瀬戸内町

（参考）本政令案で指定される激甚災害数及び該当市町村数

13災害 49市町村（延数）

適用すべき措置ごとの災害数の内訳

- ・ 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第2章）

6災害 22市町村（延数）

- ・ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）

11災害 34市町村（延数）

- ・ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）

13災害 49市町村（延数）

2 平成十二年から平成二十一年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

三宅島の火山災害については、平成12年に噴火が始まり、平成15年3月に「平成12年から平成14年までの間の三宅村の火山現象による災害」として局地激甚災害に指定し、平成15年以降においても災害が継続していることから、以降7度にわたり、災害期間を1年ずつ延長してきました。

平成22年においても災害が継続していることから、今回、災害期間をさらに1年間延長し、平成22年までとするものです。

II 関連する適用すべき措置の概要

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第2章）

道路、河川等の公共土木施設、社会福祉施設、公立学校施設等の災害復旧事業等について公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（以下「負担法」という。）等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行います。

（過去5ヶ年の補助率かさ上げ実績 69%→82%）

2 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定法」という。）等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行います。

（過去5ヶ年間の補助率かさ上げ実績 農地 83%→92%）

3 森林災害復旧事業に対する補助（法第11条の2）※三宅村のみ

都道府県、市町村、森林組合等が森林を復旧するために行う被害木等の伐採、搬出、被害木等の伐採跡地における造林等の森林災害復旧事業について、国が当該事業費の1/2を補助します。

4 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）

公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業で、負担法、暫定法等の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入します。

平成22年局地激甚災害別の適用措置及び対象区域

局地激甚災害	適用措置			対象地区				
	3,4条	5条	24条	都道府県名	郡名(ふりがな)		市町村名(ふりがな)	
平成21年11月10日から平成22年10月25日までの間の地滑りによる災害		○	○	三重県	多気郡	たきぐん	大台町	おおいちょう
平成22年2月26日から11月10日までの間の地滑りによる災害		○	○	富山県			富山市	とやまし (旧大山町)
平成22年5月22日から同月24日までの間の豪雨による災害		○	○	岐阜県	揖斐郡	いびぐん	揖斐川町	いびがわちよう (旧藤橋村)
		○	○	兵庫県			姫路市	ひめじし (旧香寺町)
		○	○	兵庫県			西脇市	にしわきし
		○	○	和歌山県	日高郡	ひだかぐん	日高川町	ひだかがわちよう (旧中津村)
		○	○	和歌山県	東牟婁郡	ひがしむろぐん	串本町	くしもとちよう
		○	○	山口県			岩国市	いわくにし (旧美和町)
		○	○	高知県	安芸郡	あきぐん	馬路村	うまじむら
		○	○	熊本県			天草市	あまくさし (旧河浦町)
平成22年6月17日から7月17日までの間の豪雨による災害 (梅雨前線)	○		○	岩手県	岩手郡	いわてぐん	葛巻町	くずまきまち
	○		○	岩手県	岩手郡	いわてぐん	岩手町	いわてまち
	○		○	岐阜県	加茂郡	かもぐん	八百津町	やおつちよう
	○		○	岡山県			新見市	にいみし (旧神郷町)
	○		○	広島県			呉市	くれし (旧安浦町)
	○		○	広島県			庄原市	しょうばらし
	○		○	広島県			東広島市	ひがしひろしまし (旧安芸津町)
	○		○	広島県	山県郡	やまがたぐん	北広島町	きたひろしまちよう
	○		○	山口県			美祢市	みねし
	○		○	鹿児島県			曾於市	そおし (旧財部町)
平成22年6月23日から10月15日までの間の地滑りによる災害		○	○	北海道	様似郡	さまにぐん	様似町	さまにちよう
平成22年7月28日から同月30日までの間の豪雨による災害		○	○	北海道	松前郡	まつまえぐん	松前町	まつまえちよう
	○	○	○	北海道	島牧郡	しままきぐん	島牧村	しままきむら
	○		○	北海道	古宇郡	ふるうぐん	神恵内村	かもえないむら
		○	○	北海道	古平郡	ふるびらぐん	古平町	ふるびらちよう
平成22年8月9日から同月16日までの間の豪雨及び暴風雨による災害 (台風第4号)	○		○	北海道	松前郡	まつまえぐん	福島町	ふくしまちよう
	○		○	北海道	中川郡	なかがわぐん	音威子府村	おといねつむら
	○		○	北海道	中川郡	なかがわぐん	中川町	なかがわちよう
	○		○	北海道	天塩郡	てしおぐん	遠別町	えんべつちよう
	○		○	富山県			富山市	とやまし (旧山田村)
		○	○	大阪府			茨木市	いばらきし
		○	○	大阪府	豊能郡	とよのぐん	豊能町	とよのちよう
		○	○	鹿児島県			奄美市	あまみし (旧住用村)
○		○	鹿児島県	大島郡	おおしまぐん	瀬戸内町	せとうちちよう	
平成22年8月23日及び同月24日の豪雨による災害	○		○	北海道	上川郡	かみかわぐん	美瑛町	びえいちよう
平成22年8月26日の豪雨による災害		○	○	富山県			富山市	とやまし (旧山田村)
平成22年8月30日から9月1日までの間の豪雨による災害	○	○	○	青森県	南津軽郡	みなみつがるぐん	大鰐町	おおわにまち
		○	○	秋田県	山本郡	やまもとぐん	三種町	みたねちよう (旧琴丘町)
平成22年9月4日から同月9日までの間の暴風雨及び豪雨による災害 (台風第9号)	◎	◎	◎	神奈川県	足柄上郡	あしがらかみぐん	山北町	やまきたまち
		○	○	石川県	鳳珠郡	ほうすぐん	能登町	のとちよう (旧柳田村)
	○	◎	◎	静岡県	駿東郡	すんとうぐん	小山町	おやまちちよう
平成22年9月22日及び同月23日の豪雨による災害		○	○	福島県			喜多方市	きたかたし (旧山都町)
		○	○	新潟県			糸魚川市	いといがわし (旧能生町)
		○	○	新潟県	東蒲原郡	ひがしかんばらぐん	阿賀町	あがまち
平成22年10月18日から同月25日までの間の豪雨による災害	◎	(※1)	◎	鹿児島県			奄美市	あまみし (※1 対象区域を、早期指定していた旧住用村から奄美市全域に拡大)
	◎	◎	◎	鹿児島県	大島郡	おおしまぐん	大和村	やまとそん
	○	○	○	鹿児島県	大島郡	おおしまぐん	宇検村	うけんそん
	○	◎	◎	鹿児島県	大島郡	おおしまぐん	瀬戸内町	せとうちちよう
	◎	◎	◎	鹿児島県	大島郡	おおしまぐん	龍郷町	たつごうちよう

「◎」は、早期局激指定済みの市町村。

最右欄に括弧書きで合併前の旧市町村名を記載しているものについては、当該合併前の旧市町村に係る区域が局地激甚災害指定基準を満たしたものの。

表中の適用措置は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「法」という。)」における、以下の措置である。

- ・法第3, 4条(法第2章)・・・公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- ・法第5条・・・農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ・法第24条・・・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

政令第二十八号

平成二十二年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二
条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制
定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法
」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に
掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成二十二年六月十七日から七月十七日までの間 の豪雨による災害で、岩手県岩手郡葛巻町及び岩 手町、岐阜県加茂郡八百津町、岡山県新見市、広	法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三 項及び第四項に規定する措置

<p>島県呉市、庄原市、東広島市及び山県郡北広島町、山口県美祢市並びに鹿児島県曾於市の区域に係るもの</p>	<p>平成二十二年八月二十三日及び同月二十四日の豪雨による災害で、北海道上川郡美瑛町の区域に係るもの</p>	
<p>平成二十二年十月十八日から同月二十五日までの間の豪雨による災害で、鹿児島県奄美市並びに大島郡大和村、宇検村、瀬戸内町及び龍郷町の区域に係るもの</p>	<p>法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定する措置</p>	<p>平成二十一年十一月十日から平成二十二年十月二十五日までの間の地滑りによる災害で、三重県多気郡大台町の区域に係るもの</p>
<p>法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p>		

平成二十二年二月二十六日から十一月十日までの間の地滑りによる災害で、富山県富山市の区域に係るもの

平成二十二年五月二十二日から同月二十四日までの間の豪雨による災害で、岐阜県揖斐郡揖斐川町、兵庫県姫路市及び西脇市、和歌山県日高郡日高川町及び東牟婁郡串本町、山口県岩国市、高知県安芸郡馬路村並びに熊本県天草市の区域に係るもの

平成二十二年六月二十三日から十月十五日までの間の地滑りによる災害で、北海道様似郡様似町の区域に係るもの

平成二十二年八月二十六日の豪雨による災害で、

<p>富山県富山市の区域に係るもの</p>	<p>平成二十二年八月三十日から九月一日までの間の豪雨による災害で、青森県南津軽郡大鰐町及び秋田県山本郡三種町の区域に係るもの</p>	<p>平成二十二年九月二十二日及び同月二十三日の豪雨による災害で、福島県喜多方市並びに新潟県糸魚川市及び東蒲原郡阿賀町の区域に係るもの</p>	<p>平成二十二年七月二十八日から同月三十日までの間の豪雨による災害で、次に掲げる町村の区域に係るもの</p> <p>イ 北海道古宇郡神恵内村</p> <p>ロ 北海道島牧郡島牧村</p>
	<p>法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置</p> <p>法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定す</p>		

<p>ハ 北海道松前郡松前町及び古平郡古平町</p>	<p>る措置 法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p>
<p>平成二十二年八月九日から同月十六日までの間の豪雨及び暴風雨による災害で、次に掲げる市町村の区域に係るもの</p> <p>イ 北海道中川郡中川町及び天塩郡遠別町並びに富山県富山市</p> <p>ロ 北海道松前郡福島町及び中川郡音威子府村、大阪府茨木市及び豊能郡豊能町並びに鹿児島県奄美市及び大島郡瀬戸内町</p>	<p>法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置</p> <p>法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p>
<p>平成二十二年九月四日から同月九日までの間の暴風雨及び豪雨による災害で、次に掲げる町の区域</p>	

に係るもの

イ 静岡県駿東郡小山町

法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定する措置

ロ 神奈川県足柄上郡山北町及び石川県鳳珠郡能

法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置

登町

備考

一 この表に掲げる区域は、平成二十二年十二月三十一日における行政区画によって表示されたものとする。

二 平成二十二年六月十七日から七月十七日までの間の豪雨による災害に係る豪雨とは、梅雨前線によるものをいう。

三 平成二十二年八月九日から同月十六日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る暴風雨とは、平成二十二年台風第四号によるものをいう。

四 平成二十二年九月四日から同月九日までの間の暴風雨及び豪雨による災害に係る暴風雨とは、

平成二十二年台風第九号によるものをいう。

(都道府県に係る特例)

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(関係政令の廃止)

2 次に掲げる政令は、廃止する。

一 平成二十二年九月四日から同月九日までの間の暴風雨及び豪雨による神奈川県足柄上郡山北町及び静岡県駿東郡小山町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する

る政令（平成二十二年政令第二百二十号）

二 平成二十二年十月十八日から同月二十五日までの間の豪雨による鹿児島県奄美市等の区域に係る災害
についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十二年政令第二百三十

一号）

政令第二十七号

平成十二年から平成二十一年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成十二年から平成二十一年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成十五年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

題名及び第一条の表中「平成二十一年」を「平成二十二年」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。